

J A ネットバンク利用規定の一部改正について
(2025年10月1日実施)

(下線部分は改正部分を示す。)

改正	現行
第1条 「JA ネットバンク」 ～ (省略) 第4条 本人確認 第5条 取引の依頼・依頼内容の確認等 1. ～ (省略) 3. 4. 以下の事由等により、契約者から依頼された取引が処理できなかった場合には、当該取引が行われなかったことにより生じた損害について、当会は責任を負いません。 (1) ～ (省略) (3) (4) 支払指定口座に対し契約者から支払停止もしくは解約の届出があり、それに基づき当会が手続を行ったとき。 (5) ～ (省略) (6) 5. (省略) 第6条 照会サービス (省略)	第1条 「JA ネットバンク」 ～ (省略) 第4条 本人確認 第5条 取引の依頼・依頼内容の確認等 1. ～ (省略) 3. 4. 以下の事由等により、契約者から依頼された取引が処理できなかった場合には、当該取引が行われなかったことにより生じた損害について、当会は責任を負いません。 (1) ～ (省略) (3) (4) 支払指定口座に対し契約者から支払停止もしくは解約の届出があり、それに基づき<u>当</u>当会が手続を行ったとき。 (5) ～ (省略) (6) 5. (省略) 第6条 照会サービス (省略)

改正	現行
第7条 振込・振替サービス 1. (省略) 2. 入金指定口座への入金は、次のとおり取り扱います。 (1) ～ (省略) (4) (5) 契約者は、依頼した取引について当会の定める処理を行うまでは、端末機器から当会の指定する操作方法により、取消ができるものとします。取引実行後の依頼内容の変更（以下、「訂正」といいます。）または取りやめ（以下、「組戻し」といいます。）は、原則として取り扱いきれません。ただし、当会がやむを得ないものと認めて訂正・組戻しを承諾する場合には、当会の定める方法で取り扱うこととし、この場合、振込手数料は返却しません。 (削除) (6) 前号の組戻し手続により、入金指定口座のある金融機関から振込金額が返却された場合には、当該取引の支払指定口座に入金します。ただし、組戻しができない場合がありますが、この場合には受取人との間で協議してください。 (削除) (7) (省略)	第7条 振込・振替サービス 1. (省略) 2. 入金指定口座への入金は、次のとおり取り扱います。 (1) ～ (省略) (4) (5) 契約者は、依頼した取引について当会の定める処理を行うまでは、端末機器から当会の指定する操作方法により、取消ができるものとします。取引実行後の依頼内容の変更（以下、「訂正」といいます。）または取りやめ（以下、「組戻し」といいます。）は、原則として取り扱いきれません。ただし、当会がやむを得ないものと認めて訂正・組戻しを承諾する場合には、当会の定める方法で取り扱うこととし、この場合、振込手数料は返却しません。 <u>なお、組戻しを行う場合には、当会所定の組戻手数料が別途必要となります。</u> (6) 前号の組戻し手続により、入金指定口座のある金融機関から振込金額が返却された場合には、当該取引の支払指定口座に入金します。ただし、組戻しができない場合がありますが、この場合には受取人との間で協議してください。 <u>なお、組戻しができなかった場合には、組戻手数料は返却します。</u> (7) (省略)
第8条 税金・各種料金払込みサービス「Pay-easy（ペイジー）」 1. 税金・各種料金払込み「Pay-easy（ペイジー）」（以下、「払込」といいます。）サービスは、当会所定の収納機関に対し、税金、手数料、料金等	第8条 税金・各種料金払込みサービス「Pay-easy（ペイジー）」 1. 税金・各種料金払込み「Pay-easy（ペイジー）」（以下「払込」といいます。）サービスは、当会所定の収納機関に対し、税金、手数料、料金等（以

改正	現行
(以下、「料金等」といいます。)の払込を行うため、当会が指定する操作方法により、契約者があらかじめ指定されたサービス利用対象口座の中から契約者が指定した支払指定口座から指定された金額(当座貸越を利用できる場合は、その範囲内の金額を含みます。)を引き落とすことにより、料金等の払込みを行うサービスをいいます。 2. ～(省略) 13. 第9条 定期貯金サービス 1. ～(省略) 2. 3. 本サービスによる預入は、次のとおり取り扱います。 (1) 預入を利用できるのは、サービス利用対象口座のうち証書式定期貯金を除く定期貯金口座とし、あらかじめ指定されたサービス利用対象口座の中から契約者が指定した支払指定口座(納税準備貯金を除<u>きます</u>。)から預入金額を引き落とし、契約者が指定した定期貯金口座に預入します。 (2) ～(省略) (3)	下、「料金等」といいます。)の払込を行うため、当会が指定する操作方法により、契約者があらかじめ指定されたサービス利用対象口座の中から契約者が指定した支払指定口座から指定された金額(当座貸越を利用できる場合は、その範囲内の金額を含みます。<u>以下同じです</u>。)を引き落とすことにより、料金等の払込みを行うサービスをいいます。 2. ～(省略) 13. 第9条 定期貯金サービス 1. ～(省略) 2. 3. 本サービスによる預入は、次のとおり取り扱います。 (1) 預入を利用できるのは、サービス利用対象口座のうち証書式定期貯金を除く定期貯金口座とし、あらかじめ指定されたサービス利用対象口座の中から契約者が指定した支払指定口座(納税準備貯金を除<u>く</u>)から預入金額を引き落とし、契約者が指定した定期貯金口座に預入します。 (2) ～(省略) (3)

改正	現行
4. ～（省略） 6. 第10条 ローン繰上返済サービス ～（省略） 第13条 月額手数料等 第14条 パスワードの管理、セキュリティ等 1.（省略） 2. 契約者は、一定期間毎の当会所定の方法による「パスワード」変更等により、本サービスの取引の安全性を確保・維持してください。 3. ～（省略） 4. 第15条 解約等 1. ～（省略） 3. 4. サービス利用対象口座（代表口座を除きます。）が解約された場合は、その口座にかかる限度において契約は解約されたものとします。	4. ～（省略） 6. 第10条 ローン繰上返済サービス ～（省略） 第13条 月額利用料等 第14条 パスワードの管理、セキュリティ等 1.（省略） 2. 契約者は、一定期間毎の<u>当</u>当会所定の方法による「パスワード」変更等により、本サービスの取引の安全性を確保・維持してください。 3. ～（省略） 4. 第15条 解約等 1. ～（省略） 3. 4. サービス利用対象口座（<u>除く</u>、代表口座）が解約された場合は、その口座にかかる限度において契約は解約されたものとします。

改正	現行
5. 契約者が次の各号の事由に一つでも該当したときは、当会は契約者に連絡・通知等することなく、本契約を直ちに解約できるものとします。 (1) ～ (省略) (8) <u>(9) 本規定および取引約定に違反したと当会が認めたとき</u> <u>(10) 契約者が次のいずれかに該当したことが判明した場合</u> ア <u>暴力団</u> イ <u>暴力団員</u> ウ <u>暴力団準構成員</u> エ <u>暴力団関係企業</u> オ <u>総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等</u> カ <u>その他各号に準ずる者</u> <u>(11) 契約者が、自らまたは第三者を利用して次のいずれかに該当する行為をした場合</u> ア <u>暴力的な要求</u> イ <u>法的な責任を超えた不当な要求行為</u> ウ <u>取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為</u> エ <u>風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当会の信用を毀損し、または当会の業務を妨害する行為</u> オ <u>その他各号に準ずる行為</u> カ <u>契約者・当会間相互の信頼関係に疑義が生じる事由が発生したと当会が認める行為</u> <u>(12) 法令等(マネー・ローンダリング、テロ資金供与にかかる内外法令等を含みます。)や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのお</u>	5. 契約者が次の各号の事由に一つでも該当したときは、当会は契約者に連絡・通知等することなく、本契約を直ちに解約できるものとします。 (1) ～ (省略) (8) (追加)

改正	現行
<u>それがあつと判断した場合、および、犯罪等への関与が疑われる等相応の事由があつと判断した場合</u> <u>(13) 契約者が当会に届け出た事項の全部または一部につき、虚偽もしくは不正があつこともしくは第三者によるなりすましがあつことが判明した場合またはそれらの疑いがあつと判断した場合</u> <u>(14) 契約者が当会に預託した資産(本サービスに関連して預託した資産に限られません。)の全部または一部につき、犯罪行為によるなど不正に取得した疑いがあつと判断した場合</u> <u>(15) 当会が、契約者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、契約者に対し、各種確認や資料の提出等を求めたにもかかわらず、契約者が、当該依頼に対し正当な理由なく別途定める期日までに応じない場合</u> <u>(16) その他解約することを必要とする相当の事由が生じたとき。</u> 第16条 移管 (省略) 第17条 免責事項 1. 当会および金融機関等の共同システムの運営体が相当のシステム安全策を講じたにもかかわらず (1) システム、端末機器、通信回線等の障害により、本サービスの取り扱いに遅延・不能等が発生したために生じた損害 (2) 公衆電話回線、専用電話回線、インターネット等の通信経過において盗聴・改ざん等がなされたことにより、パスワード等を含む契約者情報や取引情報等が漏洩したために生じた損害	(追加) <u>(9) その他解約することを必要とする相当の事由が生じたとき。</u> 第16条 移管 (省略) 第17条 免責事項 1. 当会および金融機関等の共同システムの運営体が相当のシステム安全策を講じたにもかかわらず (1) システム、端末機器、通信回線等の障害により、本サービスの取り扱いに遅延・不能等が発生したために生じた損害 (2) 公衆電話回線、専用電話回線、インターネット等の通信経過において盗聴・改ざん等がなされたことにより、パスワード等を含む契約者情報や取引情報等が漏洩したために生じた損害<u>については当会は責任を負いません。当会からのそれぞれの取引受付終了メッセージを受信す</u>

改正	現行
<u>については当会は責任を負いません。当会からのそれぞれの取引受付終了メッセージを受信する前に回線等の障害等により取り扱いが中断したと判断し得る場合には、障害回復後に当会に受付の有無等を確認してください。</u> 2 ～（省略） 9 第18条 本サービスの不正使用による振込等 ～（省略） 第19条 届出事項の変更等 第20条 通知・告知手段 1. 契約者は、当会からの通知・告知等の手段として、次の各号に掲げる事項について電子メール、ホームページ掲載その他の方法が利用されることに同意するものとします。 （1） 契約者に対する通知又は告知に関する事項 （2） 金融商品やサービスに関する各種ご提案 （3） 提携会社等の商品やサービスの各種ご提案 2. ～（省略） 3.	<u>る前に回線等の障害等により取り扱いが中断したと判断し得る場合には、障害回復後に当会に受付の有無等を確認してください。</u> （追加） 2 ～（省略） 9 第18条 本サービスの不正使用による振込等 ～（省略） 第19条 届出事項の変更等 第20条 通知・告知手段 1. 契約者は、当会からの通知・告知等の手段として、次の各号に掲げる事項について電子メール、ホームページ掲載その他の方法が利用されることに同意するものとします。 （1） 契約者に対する通知又は告知に関する事項 （2） 金融商品やサービスに関する各種ご提案<u>のため</u> （3） 提携会社等の商品やサービスの各種ご提案<u>のため</u> 2. ～（省略） 3.

改正	現行
第 2 1 条 海外からの利用 ～（省略） 第 2 5 条 本規定の変更 第 2 6 条 業務委託の承諾 1. 当会は、当会が任意に定める第三者（以下、「委託先」といいます。）に業務の全部または一部を委託できるものとし、契約者は当該委託に必要な範囲で契約者に関する情報が委託先に開示されることに同意するものとします。 （以下省略）	第 2 1 条 海外からの利用 ～（省略） 第 2 5 条 本規定の変更 第 2 6 条 業務委託の承諾 1. 当会は、当会が任意に定める第三者（以下「委託先」といいます。）に業務の全部または一部を委託できるものとし、契約者は当該委託に必要な範囲で契約者に関する情報が委託先に開示されることに同意するものとします。 （以下省略）